

令和5年第12回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和5年12月22日（金） 16時30分開会
17時30分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室

3. 出席者 教育長 金崎良一
教育長職務代理者 古賀清彦
委 員 廣田敬子
委 員 仁田千都子
委 員 山本 淳

4. 会議に出席した職員
教育次長 山本昭彦
学校教育課理事 鳥山勝美
教育総務課長 久原和彦
生涯学習課長 中尾盛雄
学校教育課参事 津々木晶子
学校教育課長補佐 峰 修子
学校教育課指導主事 中山美加
教育総務課 係長 島 美紀

5. 会議日程

開会

日程第1 会議録の承認について

日程第2 報告

日程第3 議事

議案第35号 嬉里・丸田郷地内における開発団地の校区（通学区域）の決定について

議案第36号 長与町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第37号 会計年度任用職員（教育相談員・特別支援教育支援員）の雇用について

議案第38号 長与町文化部活動地域移行推進計画について

議案第39号 長与町地域スポーツ活動推進計画について

報告 2 教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学について

6. その他

閉会

○山本教育次長

皆さんこんにちは。

定足数に達しておりますので、令和5年第12回定例教育委員会を開会いたします。

はじめに金崎教育長にご挨拶をお願いいたします。

○金崎教育長

皆さんこんにちは。

本日、ご多用中、また非常に気温が下がって寒い中お越しいただきまして本当にありがとうございます。

学校の方ですが、無事、昨日2学期を終了することが出来ました。

今週の初めから大雪の予報がありまして、実は本日は実際の暦では学校は終業式の日でしたが、お休みしまして、第2学期の終業式を昨日行うことにしました。

結果的に、交通に影響が出るような天候とはなりませんでしたが、第2学期を滞りなく終了することが出来たのは、皆様方の様々なご支援があったからだと思います。

本当に色々ありがとうございます。またご心配もたくさんおかけいたしました。

今回、長与町の皿山の隣接地の遺物発見から3か月ほどたちました。

現在は、調査の委託をして、そしてボランティアの皆様のお力も借りながら、遺構の発掘作業を行っております。

実は天候が思わしくなくて、円滑に予定どおり進んでいるとは申し上げにくい状況ではありますが、1月の中旬には、この作業を終えることができるのではないかと考えております。

また、そういうふうになるように取り組んでいただいています。

長与町内での宅地開発が数ヵ所ございます。

かなり大規模なところも多くありますが、嬉里・丸田郷地区内での開発も進んでおりまして、本日はこの地区の校区についてもご審議をしていただくこととなりますが、どうぞよろしく申し上げます。

別件ですが、10月17日に文部科学省より発出されました問題行動そして不登校に係る緊急対策についての通知がございましたが、その中で様々な解決に向けた提案がなされております。

不登校あるいは不登校傾向につきましては、私たちも重く受け止め、これを防止する目的等もありまして、第1学期・第2学期の始業式等につきましても、後ほどご審議をいただくことになるかと思っております。

この件もどうぞよろしく申し上げます。

最後に、部活動の地域移行につきましては、おかげさまで、文化部も含めて長与町としての形ができ上がりそうでございます。

この件につきましても、推進計画等のご審議もいただくこととなります。

本日は、非常に多い議案、そして報告等もありますが、長時間になると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○山本教育次長

次に、次第3 会議録の承認に移ります。

11月24日に開催いたしました第11回定例教育委員会の会議録につきまして、ご承認をお願いいたしたいと思っております。

ご承認いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

令和5年第11回定例教育委員会会議録につきましては、承認をされました。

続きまして、次第4 報告です。

まずは11月25日から本日までの教育行政報告でございます。

1ページをお願いいたします。

教育総務課では、本日の定例教育委員会となっております。

続いて学校教育課です。

11月29日、地域運動部活動推進検討委員会を開催いたしました。

休日の運動部活動の完全地域移行から、これまでの状況確認、それから課題について意見が交わされております。

その他、持続可能な運営のための今後の展望についての確認、子どものことを第一に進めていくことが共有されております。

11月30日に、就学支援委員会を開いております。

内容につきましては、この後、上程しております報告2 教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学についての中で報告し、委員の皆様にご審議いただければと思っております。

12月4日、通学区域検討委員会を開いております。

嬉里・丸田郷地内で開発が進んでおります団地の通学区域につきまして、当該検討委員会に諮問し、答申がされております。

こちらにつきましても、議案の中でご審議をお願いいたします。

12月6日・7日に、小学校全学年と中学校1年生・2年生を対象に、標準学力検査を行いました。

検査結果の分析を通しまして、児童生徒の基礎学力の向上に努めてまいります。

12月14日には、時津警察署と長与町による学校警察連絡協議会が開催されております。

冬休みの過ごし方等、情報交換されております。

12月15日、長与町とスポーツデータバンク株式会社、三井住友海上火災保険株式会社の3者におきまして、部活動の地域移行に関する連携協定を締結しております。

部活動の地域移行を通じて、将来にわたり子ども達がスポーツに継続して親しむことができる機会の創出と、地域社会の持続的な発展を目的とするものでございます。

この目的達成のために、3者は、スポーツ指導の質の保障や質の向上、子ども達がスポーツに楽しむ環境づくり、持続可能な地域スポーツ活動の運営基盤の支援、その他スポーツイベント開催による地域活性化など、相互が連携して取り組むこととしております。

12月17日には、地域部活動につきまして、大分県中津市へ、大分県スポーツ推進委員研究大会での講演の講師として、教育長が赴いております。

12月20日、長崎県イングリッシュパフォーマンスコンテストへの町代表選考会を実施いたしました。

中学校の代表生徒1名に加えまして、今年度も小学校から代表児童1名が選出されております。

12月22日に予定しておりました2学期の終業式は、積雪の恐れがあったため1日繰上げまして、21日に行っております。

また本日22日は、町内小中学校休業としております。

次に、生涯学習課です。

11月28日に、文化財保護委員会を開きました。

委員の皆様にもご案内いたしました、宅地造成にかかる長与皿山窯跡関連遺構につきまして、引き続き協議をいたしました。

12月13日より、現地調査に入り現在調査中でございます。

以上が、教育行政報告になります。

次に、学校事故報告と委任事項の報告でございますが、学校事故の報告はございません。

それから、委任事項につきましても、報告すべき重要事項等はございませんでした。

以上で報告を終わります。

これまででご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議事に移りたいと思います。

議事の進行を金崎教育長にお願いいたします。

○金崎教育長

それでは、議案第35号 嬉里・丸田郷地内における開発団地の校区（通学区域）の決定についての提案理由の説明を求めます。

山本教育次長。

○山本教育次長

議案第35号嬉里・丸田郷地内における開発団地の校区（通学区域）の決定について提案理由を申し上げます。

資料の方3ページから4ページになります。

嬉里・丸田郷地内で開発が進んでおります団地の通学区域につきまして、現在、団地開発区域内に、嬉里郷で嬉里谷自治会の長与北小学校校区、それから丸田郷で、丸田谷自治会の長与小学校校区の2つの校区がございますが、当該団地につきましては、団地内に新しく1つの自治会が設立されることもあり、当該団地内を、長与小学校校区の1つの校区とするものでございます。

なおこの件につきましては、長与町通学区域検討委員会に諮問をし、当該団地につきましては、長与小学校校区とすることで答申の方をいただいております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

はい。今説明がありました議案第35号について質疑はございませんか。

古賀委員。

○古賀委員

ご説明ありがとうございます。土地柄的にも、丸田郷の方が大部分を占めている事もあり、長与小校区だと思えるんですけども、長与小学校自体のキャパといいますか、中学校もですけども、今後、開発が進んで人口が増えたときに、そこら辺の見通しをお聞かせいただけないかと思えます。

○金崎教育長

はい。

峰課長補佐。

○峰課長補佐

12月4日に、通学区域検討委員会を開催いたしましてご審議いただいた中でも、やはり、古賀委員がお尋ねなされたように、長与小学校の教室数についてのご質問がございました。

その中で、長与小は、現在令和5年度のクラス数が29クラスある状態でございます。35クラスが、通常の学級受入れ可能教室数となっております。

しかしながら、この35クラスのうちに、着替えの場所ですとか、いろんなところに活用していたり、あと、加えまして特別支援のお子さんの教室に充てていることがございまして、余裕のある状態ではないということ、出席されました校長先生もおっしゃっております。

しかしながら、このヒナタヒルズの造成が完成するのが2025年の夏が予定ということで、それから建設等が始まるというふうにお聞きしているんですけど、長与町が、現在、1校区1コミュニティになるように、選択校区のところをなくすような移行の期間をとっております。

令和7年度末までで、選択校区がなくなるように、今設定をしておる状況でございまして、それを見ますと、令和8年度以降の長与小学校の児童数が減少気味になっていくのが想定されているところでございます。

現在、長与小学校の児童数が約850人ほどなんですけれども、それが段々と、700人台になっていきまして、令和8年度以降の選択制度がなくなる頃には、700人ぐらいで少し、同じぐらいの規模で推移するのではないかとこのように考えているところでございます。

長与町の人口が少し、微減と申しますか、減少ぎみになっております。全体でも、たくさんの児童が長与町に集中するというのが想定されていない状況でございまして、特に長与小の校区でしたら、あともう1つ、実を言いますと、ファーネスト長与レジデンスというところも、今長与の中心街に出来ているんですけれども、そこも2024年の夏に、約110区画での売出しもあってございますけれども、小学校の児童の転入見込み数というのを加えても、教室数を圧迫するような人数にはならないであろうということで、お答えをしたところでございます。

以上です。

○金崎教育長

よろしいですか。

他にございせんか。

では承認ということでよろしいですか。

承認と認めます。

続きまして、議案第36号 長与町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則についての提案理由の説明を求めます。

山本教育次長。

○山本教育次長

議案第36号 長与町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

資料の5ページから7ページになります。

7 ページの新旧対照表の方をご覧ください。

長与町立小・中学校管理規則の第2条第1号中、第1学期の期間、4月1日から8月31日を4月1日から8月24日までに、同条第2号中、第2学期の期間、9月1日から12月31日を8月25日から12月31日までに、それから、休業日について、第2条の2、第1項第1号中、学年始め休業日、4月1日から4月5日を、4月1日から4月7日までに、同項第2号、夏季休業日を、7月21日から8月31日を7月21日から8月24日までに改正するものでございます。

また附則につきましては、施行期日を令和6年4月1日としております。

詳細につきましては理事より説明をいたします。

○金崎教育長

鳥山理事。

○鳥山理事

今回の一部改正につきましては、休業日を含めた第1学期及び第2学期の期間を変更するというものでございます。

具体的には、以下の2点でございます。

まず、これまで、夏季休業、夏休みは6週間でしたが、これを1週間短縮し、5週間といたします。

児童生徒が楽しみにしている夏休みを短縮することは、児童生徒のためにならないのではないかという疑問を持たれる方もいらっしゃると思いますが、長期休業明けに、児童生徒の不登校や問題行動等が増加傾向にあります。

それらに対応するために、夏季休業を1週間短縮することで、2学期の初めの1週間は午前中の3時間授業、次の週も、授業のコマ数を減らすなどの措置をとることが可能となります。

緩やかなスタートにすることで、児童生徒の長期休業中に乱れた生活リズムを元に戻し、安定した登校につなげていきたいと考えているところでございます。

また、このことは、午後の時間を、研修や協議等に有効活用できますので、学校運営に係る共通理解、共通実践を行う上で、教職員にとっても利点がございます。

次に、2点目でございます。

これまで、新年度の始業日を4月6日としておりましたが、これを、学年始めの休業日を2日遅らせることで、4月8日に変更いたします。

これまでは、学年始めの準備期間が、曜日の関係で、年によって変わり、少ない年は3日しかなく、準備に無理がございました。

これを、始業日を4月8日とすることで、毎年必ず5日間の準備期間を設

定することが可能となります。

これにより、チーム学校としての体制を整え、児童生徒を迎えるための準備を十分に行うことができることとなります。

以上でございます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

○金崎教育長

ただいま説明がありました議案第36号につきまして、質疑はございますか。

廣田委員。

○廣田委員

失礼します。

ご説明ありがとうございました。

私はとてもいい提案だなと思っております。

それは、不登校の児童が増えているということは、本当に子どもたちの心の準備がまだできてない段階で、学校が通常どおりの時間で動くために、その子どもたちの心が追いついていないというのが現場でとてもよく分かります。

ですから、教師もそうですが、子どもたち全員の心が、やっぱり徐々に学校へ向かっていくようにという意味では、とてもいい取組だと思います。

これを各学校の校長先生等に説明をされたと思うのですが、どういう反応だったのかを教えてくださいませんか。

○金崎教育長

鳥山理事。

○鳥山理事

小学校、中学校、全ての校長先生方から、この緩やかに始まるというところに関して、賛同を得たところがございます。

特に4月の始まりが、カレンダーによって3日しかなかったり、土日が途中挟まったりして1日と2日に分けられたりというところで大変難しさがあつたところが、5日間確保できる、そして2学期が緩やかに始まるという点では、皆さんから賛同を得たところがございます。

以上でございます。

○金崎教育長

よろしいでしょうか。

他にございませんか。

それでは承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして、議案第37号 会計年度任用職員（教育相談員・特別支援教育支援員）の雇用についての提案理由の説明を求めます。

山本教育次長。

○山本教育次長

議案第37号 会計年度任用職員（教育相談員・特別支援教育支援員）の雇用について、提案理由を申し上げます。

資料の方8ページから10ページになります。

9ページ10ページに今回、雇用する方の名簿をつけております。

19番目の特別支援教育支援員の市瀬 沙衣子さんは、今回新たに雇用する方で、その他、特別支援教育支援員21名と、教育相談員8名は、継続して雇用となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

ただいま説明がありました議案第37号について、質疑はございませんか。承認ということによろしいでしょうか。

承認と認めます。

では続きまして、議案第38号 長与町文化部活動地域移行推進計画についての提案理由の説明を求めます。

山本教育次長。

○山本教育次長

議案第38号 長与町文化部活動地域移行推進計画について提案理由を申し上げます。

資料の方11ページから15ページとなります。

令和5年度から令和7年度末を目途としております改革推進期間中に、休日の部活動が円滑に地域移行できるよう、体制の整備や、関係団体の取組等について、令和6年度からの長与町立中学校の文化部活動の地域移行に伴う方針を定めるものでございます。

詳細につきましては、参事より説明をいたします。

○金崎教育長

津々木参事。

○津々木参事

はい。

では、長与町文化部活動地域移行推進計画について、補足させていただきます。

長与町では、全国的にも先行しまして、休日の部活動の地域移行に向けた取組を推進しているところでございます。

令和5年2月に、長与町地域文化部活動推進検討委員会を設置いたしまして、文化部活動改革の推進に向けて、検討を行ってまいりました。

子ども達が文化部活動に親しむ環境づくりを目指しまして、文化部活動に参加する生徒及び保護者へのアンケート調査を実施した結果ですけれども、休日の活動を希望しない生徒さんがいらっしやったり、平日の部活動のみで満足しているというところも、考えられました。

また、休日に部活動を実施したい吹奏楽部の生徒の皆様につきましても、学校部活動と同様の活動を希望しているということ、また合奏の時間を確保していくということが、ニーズとして把握出来ました。

一方で、運動部活動とは異なりまして、受皿が、現時点ではないというところで、長与町教育委員会や、長与町内の文化団体等が、休日の文化部活動をそのまま地域へ移行できる受皿を直ちに整備することは困難でありまして、各中学校の保護者会の皆様にも受皿を新たに整備するということもご相談したのですが、負担が非常に大きくて、実現可能性が低いということが確認をされたところでございます。

こうした検討結果を踏まえまして、長与町では、令和6年4月から、長与町立中学校の休日の文化部活動を、原則として廃止をいたしまして、平日と休日为一体として、平日5日以内の部活動としてまいりたいと、推進計画を定めております。

また、コンクール等は休日に開催されますので、中体連と同等と認められるコンクール等については、休日に開催されるときには、学校の部活動単位で参加することとしております。

また、令和6年4月からの円滑な文化部活動の実施に向けて、令和6年1月から3月までをその準備期間としております。

お捲りいただきまして、13ページをご覧いただければと思います。

5ポツですけれども、現在受皿は長与町に存在しないんですけれども、今後、合同部活動や、地域活動は想定されるかと思っておりますので、その場合は新たな受皿を整備する必要があるかと思っておりますので、その際の、項目として、参加対象者、活動場所、指導者、活動時間及び適切な休養日等の設定、係る経費、保険への加入について、この推進計画に記載をさせていただいております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

ただいま説明がありました議案第38号につきまして、質疑はございませんか。

はい、廣田委員。

○廣田委員

ご説明ありがとうございます。12ページでご説明いただいた中で、休日の文化部活動を原則として廃止し、平日と休日を一体として、平日5日以内の部活動とするとあるんですが、休日は一切やらないということですか。

それと、もうひとつ、吹奏楽部でよく休日土曜・日曜とかに、専門的なもって知識のある方をお招きして、生徒が指導を受けるっていうようなことも各学校、技術を向上させるためにされているところもあるんですが、そういうこと等意見は出なかったのかなと思いました。よろしくお願いします。

○金崎教育長

津々木参事。

○津々木参事

ご質問ありがとうございます。

まず1点目ですけれども、休日につきましては原則として活動は実施しませんが、コンクールは、やはり休日に開催されますので、そこは柔軟な対応が必要というところで、コンクールには参加ができる。例えば、日曜日にコンクールがあった場合に、土曜日練習しなくていけるのかというところがありますので、そこは年間計画の中で調整を図っていただくということになっております。

2つ目の、休日に専門的な指導者の方に来てもらっている実態があると思いますが、説明をさせていただいたときに、そういった活動が出来ないので困るという声は出ていなかったです。

以上です。

○金崎教育長

よろしいですか。

他にございませんか。

では承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして、議案第39号 長与町地域スポーツ活動推進計画についての提案理由の説明を求めます。

山本教育次長。

○山本教育次長

議案第39号 長与町地域スポーツ活動推進計画について、提案理由を申し上げます。

資料の方16ページから21ページになります。

令和4年12月22日に策定いたしました長与町運動活動地域移行推進計画を長与町地域スポーツ活動推進計画に名称変更し、熱中症への対応、それ

から、部活動地域移行コーディネーター等の追記改定をするものでございます。

詳細につきましては、参事より説明をいたします。

○金崎教育長

津々木参事。

○津々木参事

はい。長与町地域スポーツ活動推進計画の変更点を中心にご説明をさせていただきます。

ページをお捲りいただきまして、20ページをご覧ください。

項目としましては、活動時間及び適切な休養日等の設定の項目になりますが、(6)夏季の活動及び暑さへの対策と工夫というところでございます。

長与町では、令和5年度当初から、休日の運動部活動につきましては全て地域移行していますけれども、その対応の中で、記載が必要ということで、盛り込んでいる内容となっております。

昨今の夏季の気温上昇に伴い、生徒の安全確保の観点から、7月及び8月の活動は以下のとおりとする。

活動を実施する場合は、生徒の体調などに十分注意し、暑さ対策の工夫を図り実施する、また7月及び8月に限らず、厳しい暑さの場合も同様の対応を行うとしております。

熱中症の発生リスクが高くなることが見込まれる時間帯については原則活動を実施しない。

活動中の暑さ指数(WBGT)に基づき、基準を超えた場合は活動を停止・中止するというものでございます。

ページをお捲りいただきまして、21ページ、12ポツでございます。

新たに、部活動地域移行コーディネーターの役割という項目を新規で追加をさせていただいております。

現在、休日の活動を地域で担っていただいておりますが、1番学校と地域とが連携して行う中身として、大会の対応というところがございます。

その中で、3つ、記載をさせていただいております。

中体連が主催する大会に生徒が困ることなく参加できるための関係者との調整、2つ目、中体連が主催する大会運営に必要な人材の育成・確保、3つ目は大会にかかわらずですけれども、日々の部活動及び地域スポーツ活動におけるリスクマネジメントとさせていただいております。

また、13ポツのその他ですけれども、(2)長与町地域運動部活動推進検討委員会を令和5年度末をもって終了いたしまして、今後は地域スポーツ

活動に関する進捗等は、スポーツ振興を図る目的で開催される協議会等において共有を図り、必要な検討協議を行うこととするとしております。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○金崎教育長

ただいま説明がありました議案第39号につきまして、質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員

ご説明ありがとうございました。

異議はないのですが、質問です。

先ほどご説明があった21ページの12の(3)部活動地域移行コーディネーターの役割で、日々の部活動及び地域スポーツ活動におけるリスクマネジメントというのがありますが、具体的にはどういったことでしょうか。

○金崎教育長

津々木参事。

○津々木参事

ご質問ありがとうございます。

活動する中で、部活動の中で起きるトラブル、例えば生徒・保護者・顧問の先生方と、地域スポーツ活動の生徒・保護者・指導者のところで起きるトラブル。トラブルとまではいかないですが、課題が出てきます。学校の顧問の先生が、定期的に地域スポーツ活動の指導者の方に情報共有をするという機会を設けているんですけども、なかなかそれだけでは十分ではないということがありまして、地域の方から、特性を持ったお子さんがいらっしやっで、保護者からその指導者は相談を受けたけれども、これをどういうふうに対応したらいいんだろうか、そういった相談があったりします。

それはリスクマネジメント、相談事項も含めまして、こういった事案というのがあるかなというふうに捉えております。

以上です。

○金崎教育長

山本委員。

○山本委員

ありがとうございます。

学校部活動は平日は学校でやって、休日はクラブチームになると思うんですが、生徒さん達に対する対応をもれなくやるためということになるのでしょうか。

○金崎教育長

津々木参事。

○津々木参事

ありがとうございます。

おっしゃっていただいたとおりにかと思えます。

大会関係のところでのご相談事項というのも多くございます。

例えば、夏休み・冬休みは学校は休みなんですけれども、その間の平日に開催される大会や、あるいは中体連が主催ではないのですが、中体連と連携したスポーツ協会、例えばバスケットボール協会、陸上協会が開催する大会への参加の方法とか、そういったところも課題の1つかなと思います。

以上です。

○金崎教育長

山本委員。

○山本委員

よくわかりました。

ありがとうございました。

○金崎教育長

他にございませんか。

廣田委員。

○廣田委員

すみません。

部活動地域移行コーディネーターというのは、現在どなたがなさってるのですか。

○金崎教育長

津々木参事。

○津々木参事

ご質問ありがとうございます。

今、山川先生という、もうご退職されましたが、もともと中学校の体育の先生でいらっしゃって、長崎市の方の校長先生もされていて、中体連等もご担当されていた長与町在住の先生に携わっていただいております。

以上です。

○金崎教育長

よろしいですか。

他にございませんか。

承認ということでよろしいですか。

承認と認めます。

続きまして、報告2 教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学についての報告をお願いいたします。

山本教育次長。

○山本教育次長

報告2 教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学についてでございますが、この件につきましては、個人情報の保護の観点から、非公開でお願いしたいと思います。

○金崎教育長

それでは、お諮りいたします。

報告2 教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学については、個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項ただし書の規定によりまして、非公開とすることよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○金崎教育長

異議なしということですので、報告2 教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学については、秘密会にすることに決定をいたしました。

以下、秘密会のため、報告2の審議にかかる議事録は公開いたしません。

○金崎教育長

お諮りします。

これより秘密会を解除したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより秘密会を解除します。

これで全ての議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

○山本教育次長

はい。ありがとうございました。

その他でございますけれども、特段ございませんが、委員さんの方から何かありますでしょうか。

ないようであれば、これをもちまして、令和5年第12回定例教育委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。